

医療福祉の対象についての実証研究

—1990年代以降における援助論および対象論の一般化批判として—

○ 聖隷クリストファー大学 氏名 村上 武敏 (003955)

キーワード3つ：医療福祉、対象論、貧困

1. 研究目的

医療社会事業論争が行われて半世紀が経過している。論争は、1965年に日本医療社会事業協会（現日本医療社会福祉協会）の機関誌『医療と福祉』に掲載された論文を通して行われ、孝橋正一より医療社会事業の対象規定について次のような指摘がなされた。

医療社会事業とは「社会問題に対する社会的対応の一形態」であり、「国民一般」を対象とした「人間関係の調整の仕事」ではない。対象の「社会科学的規定」が求められる¹⁾。

このいわゆる「政策論」と「技術論」に分かれて展開された論争自体は、双方の主張が十分にかみ合わないまま抽象的な議論に終始した感があるが、今日の社会的状況とそのなかで展開されている医療福祉の現実を直視するとき、この孝橋の指摘が半世紀を経て重要性を増していることに気づかされる。

1990年代以降、雇用の不安定化や高齢化のなかで貧困問題は拡大している。しかし同時に、社会保障制度は本来の対象を見失い、貧困化に歯止めのかからない制度になってきている。そのなかで、医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）の業務は退院援助に傾斜するのであるが、それにともない、実践と研究ともに社会科学的な対象認識が希薄になりつつあるように感じられるのである。

本研究の目的は、生活、社会保障、医療ソーシャルワーカーの実践ともに大きく変化した1990年代以降における医療福祉の対象を社会科学的に規定することにある。退院援助がMSWの中心的業務として定着するなかで、その現実をふまえた医療福祉の対象規定が求められている。

2. 研究の視点および方法

医療福祉の対象を規定するために、MSWの援助対象者について生活実態調査を行ってきた。①「MSWによる退院援助の対象者についての生活実態調査」（2008年）。②「入院患者全数の生活実態調査」（2013年データを2015年に分析）。③「入院したホームレスの生活実態調査」（2004年～2013年）。これらを分析し、MSWによる援助対象者の生活実態を明らかにするなかで、今日の医療福祉の対象について考察する。

3. 倫理的配慮

3つの調査データを分析するにあたって、以下のような倫理的配慮を行っている。聖隷クリストファー大学倫理委員会の承認を得るとともに、調査実施先の病院長および地域連携室の管理者より書面です承を得て調査を実施している。さらに質的調査については、調査対象者にその目的を説明した上で、書面において調査および研究・教育への使用について同意を得て聞き取り調査を実施している。

4. 研究結果

退院援助の対象者において低所得貧困問題を抱えるものがかなりの割合で存在し、しかも単身世帯の割合が高く、社会的に孤立する者も少なくなかった。身体・家族・経済・住宅の問題にわたり重層的な生活問題を抱える退院援助の対象者の特徴について明らかにした。

援助対象者における「単身世帯」の多くが社会的孤立問題と低所得貧困問題をあわせもっていた。また、「夫婦のみ世帯」も、世帯内に十分な条件を有する介護者のある世帯はわずかであり、「子と同居世帯」も同様に介護者がなく、しかも収入面において不安のある者が少なくなかった。介護の社会化の必要とともに高齢者の所得保障についての課題が浮き彫りになった。

MSWの仕事は、傷病にともなう生活問題の解決や緩和であるという理解は、多くのMSWが共有するものであるが、もともと低い社会階層にあり、すでに何らかの生活問題を抱えていたか、その素地が形成されていて、傷病により生活問題が発生したというよりは「見出された」「顕在化した」などという表現がふさわしい事例が少なくなかった。

5. 考察

医療福祉の対象は「国民一般」あるいは「患者一般」とはいえない。医療福祉が社会福祉であるならば、制度・政策、現場での実践、いずれにおいても日本国憲法第25条がその根拠となる。決して「国民一般」とはいえない低所得貧困問題を抱えた数多くの事例、これを中核とした階層的な対象認識が必要である。

そして、医療福祉が対象とするのは、疾病にともなう生活問題ではなく、資本主義社会の社会階層構造により必然的にもたらされる生活問題であるという認識が必要である。

注)

- 1) 日本医療社会事業協会『医療と福祉』1965年、1月号 No.4「医療社会事業の目標と方法」pp.2-6.
6月号 No.9「目標と方法について～再論と反批判 上」pp.2-8. 7月号 No.10「医療社会事業の目標と方法について～再論と反批判 下」pp.18-23.